

<2008—2009年度>

第3回

キャビネット会議 資料集 【 2 】



2009年3月17日（火）

京王プラザホテル八王子 4階 「宴」

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区

賀詞交歓会会計報告書

(1) 貸借対照表

2009年2月28日現在

借 方	金 額	貸 方	金 額
〈流動資産計〉	433,151	〈流動負債計〉	0
普通預金（一般会計）	433,151		
〈固定資産計〉	0	〈固定負債計〉	0
		残 高	433,151
合 計	433,151	合 計	433,151

(2) 収支計算書

自 2008年 7月 1日
至 2009年 2月28日

支出の部	金 額	収入の部	金 額
〈支出計〉	2,866,849	〈収入計〉	3,300,000
会場費	866,850	登録料収入	3,300,000
食事・飲み物代	1,665,999	(@10,000×330人)	
アトラクション	334,000		
残 高	433,151		
合 計	3,300,000	合 計	3,300,000

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
第55回年次大会クラブ別登録一覧表

(2009年3月7日現在)

		登録済みクラブ	式典			晩餐会			備考	登録料
R	Z	名称	代議員	式典	追加	会員	同伴	合計		
1	1	東京	4					0		¥40,000
1	1	東京丸の内	2					0		¥20,000
1	1	東京千代田	2					0		¥20,000
1	1	東京日比谷	3		2			0		¥40,000
1	1	東京馬場先門	2					0		¥20,000
1	1	東京有楽町	1					0		¥10,000
1	2	東京永田町	1					0		¥10,000
1	2	東京番町	3					0		¥30,000
1	2	東京桜田門	2					0		¥20,000
1	2	東京紀尾井町	3					0		¥30,000
1	2	東京櫻	1		2	1		1		¥32,000
1	3	東京関東	1		7	4		4		¥93,000
1	3	東京中央	3		1			0		¥35,000
1	3	東京葵	4					0		¥40,000
1	3	東京みやこ	1					0		¥10,000
2	1	東京日本橋	4					0		¥40,000
2	1	東京浜町	3					0		¥30,000
2	1	東京柳橋	3					0		¥30,000
2	1	東京人形町	1		2			0		¥20,000
2	1	八丈島	3					0		¥30,000
2	1	小笠原	2			3		3		¥56,000
2	2	東京銀座	6					0		¥60,000
2	2	東京八重洲	2					0		¥20,000
2	2	東京数寄屋橋	2		31			0		¥175,000
2	2	東京尾張町	3			10		10		¥150,000
2	3	東京堀留	2		2			0		¥30,000
2	3	東京築地	2			1		1		¥32,000
2	3	東京京橋	3					0		¥30,000
2	3	東京晴海	2					0		¥20,000
2	3	東京築地市場	1					0		¥10,000
3	1	東京新橋	3					0		¥30,000
3	1	東京芝	4					0		¥40,000
3	1	東京三田	2			1		1		¥32,000
3	1	東京浜松町	2					0		¥20,000
3	1	東京高輪	2					0		¥20,000
3	2	東京霞ヶ関	5					0		¥50,000
3	2	東京麻布	4					0		¥40,000
3	2	東京虎ノ門	2					0		¥20,000
3	2	東京愛宕山	3					0		¥30,000
3	2	東京王仁	3					0		¥30,000
3	3	東京赤坂	3					0		¥30,000
3	3	東京青山	2					0		¥20,000
3	3	東京麹町	1					0		¥10,000
3	3	東京六本木	2					0		¥20,000
3	3	東京神宮	2					0		¥20,000

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
第55回年次大会クラブ別登録一覧表

(2009年3月7日現在)

		登録済みクラブ	式典			晩餐会			備考	登録料
R	Z	名称	代議員	式典	追加	会員	同伴	合計		
4	1	東京隅田川	1					0		¥10,000
4	1	東京両国	1					0		¥10,000
4	1	東京本所	1					0		¥10,000
4	1	東京墨東	2			1		1		¥32,000
4	1	東京センチュリー	2					0		¥20,000
4	2	東京江東	3					0		¥30,000
4	2	東京江東南	3					0		¥30,000
4	2	東京深川	3					0		¥30,000
4	2	東京城東	2					0		¥20,000
4	3	東京桜門	3					0		¥30,000
4	3	東京セントポール	3					0		¥30,000
4	3	東京駿河台	3					0		¥30,000
4	3	東京白門	4					0		¥40,000
4	3	東京法政	3					0		¥30,000
5	1	東京江北	1					0		¥10,000
5	1	東京葛飾	4					0		¥40,000
5	1	東京亀有	2					0		¥20,000
5	1	東京葛飾東	3					0		¥30,000
5	1	東京綾瀬	2			3		3		¥56,000
5	2	東京江戸川	5	1		3		3		¥91,000
5	2	東京江戸川南	3					0		¥30,000
5	2	東京江戸川中央	2					0		¥20,000
5	2	東京江戸川東	4					0		¥40,000
5	2	東京フロンティア	1					0		¥10,000
5	3	東京白鷗	1					0		¥10,000
5	3	東京城北	2					0		¥20,000
5	3	東京西新井	2					0		¥20,000
5	3	東京足立中央	2					0		¥20,000
6	1	東京浅草	3					0		¥30,000
6	1	東京秋葉原	2					0		¥20,000
6	1	東京蔵前	2					0		¥20,000
6	1	東京御茶の水	1					0		¥10,000
6	1	東京鳥越	2					0		¥20,000
6	1	三宅島東京	1					0		¥10,000
6	1	東京飛翔	3					0		¥30,000
6	2	東京上野	5					0		¥50,000
6	2	東京上野南	2			1		1		¥32,000
6	2	東京鶯谷	5	24				0		¥170,000
6	2	東京不忍	2			6		6		¥92,000
6	2	東京上野東	3					0		¥30,000
6	2	東京イースト	2					0		¥20,000
7	1	東京荒川	5					0		¥50,000
7	1	東京北	4					0		¥40,000
7	1	東京赤羽	3	2				0		¥40,000
7	1	東京荒川西	3			6		6		¥102,000
7	1	東京中央南	1					0		¥10,000
7	2	東京板橋	2					0		¥20,000
7	2	東京板橋西	2					0		¥20,000
7	2	東京志村	4					0		¥40,000
7	2	東京けやき	2	6				0		¥50,000
7	3	東京練馬	6					0		¥60,000
7	3	東京練馬西	2					0		¥20,000
7	3	東京石泉	4					0		¥40,000
7	3	東京光が丘	2					0		¥20,000
7	3	東京ウィル	3					0		¥30,000
7	3	東京すすしろ	1					0		¥10,000

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
第55回年次大会クラブ別登録一覧表

(2009年3月7日現在)

		登録済みクラブ	式典			晩餐会			備考	登録料
R	Z	名称	代議員	式典	追加	会員	同伴	合計		
8	1	東京池袋	2					0		¥20,000
8	1	東京駒込	2					0		¥20,000
8	1	東京豊島	4					0		¥40,000
8	1	東京目白	3					0		¥30,000
8	1	東京豊島西	2					0		¥20,000
8	1	東京パシフィック	1					0		¥10,000
8	1	東京豊新	3					0		¥30,000
8	1	東京サンシャイン	2					0		¥20,000
8	2	東京文京	2					0		¥20,000
8	2	東京九段	2					0		¥20,000
8	2	東京大塚	1			1		1		¥22,000
8	2	東京飯田橋	2					0		¥20,000
8	2	東京巣鴨	3					0		¥30,000
8	2	東京神楽坂	2					0		¥20,000
8	2	東京セイシン	2					0		¥20,000
8	2	東京フューチャー	2					0		¥20,000
9	1	東京品川	2					0		¥20,000
9	1	東京大森	2					0		¥20,000
9	1	東京蒲田	2					0		¥20,000
9	1	東京羽田	2					0		¥20,000
9	1	東京大井	1	1				0		¥15,000
9	1	東京荏原	2			1		1		¥32,000
9	1	東京ウイング	2					0		¥20,000
9	2	東京目黒	3					0		¥30,000
9	2	東京芝浦	1					0		¥10,000
9	2	東京五反田	3					0		¥30,000
9	2	東京GAIA	1	5				0		¥35,000
9	2	東京ウエスト	3			3		3		¥66,000
10	1	東京渋谷	7					0		¥70,000
10	1	東京原宿	2	1				0		¥25,000
10	1	東京恵比寿	1					0		¥10,000
10	1	東京代々木	2					0		¥20,000
10	1	東京渋谷中央	2					0		¥20,000
10	2	東京世田谷	4					0		¥40,000
10	2	東京代田橋	2					0		¥20,000
10	2	東京セントラル	1					0		¥10,000
10	2	東京三軒茶屋	2					0		¥20,000
10	2	東京神宮前	2					0		¥20,000
10	2	東京スピリット21	1					0		¥10,000
10	3	東京田園調布	2					0		¥20,000
10	3	東京玉川	2			2		2		¥44,000
10	3	東京成城	4					0		¥40,000
10	3	東京シティ	2					0		¥20,000
10	3	東京砧	1					0		¥10,000
10	3	東京自由が丘	2					0		¥20,000

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
第55回年次大会クラブ別登録一覧表

(2009年3月7日現在)

		登録済みクラブ	式典			晩餐会			備考	登録料
R	Z	名称	代議員	式典	追加	会員	同伴	合計		
11	1	東京新宿	5					0		¥50,000
11	1	東京新宿北	1	4				0		¥30,000
11	1	東京新都心	3					0		¥30,000
11	1	東京スバル	2					0		¥20,000
11	1	東京21世紀	3			1		1		¥42,000
11	2	東京杉並	2					0		¥20,000
11	2	東京中野	7					0		¥70,000
11	2	東京杉並東	2					0		¥20,000
11	2	東京高井戸	3			2		2		¥54,000
11	2	東京しいの木	3					0		¥30,000
11	2	東京剣道	4					0		¥40,000
11	3	東京新宿東	2					0		¥20,000
11	3	東京四谷	3					0		¥30,000
11	3	東京早稲田	3					0		¥30,000
11	3	東京新宿御苑	2					0		¥20,000
11	3	東京大江戸	2					0		¥20,000
12	1	東京武蔵野	5					0		¥50,000
12	1	東京調布	3					0		¥30,000
12	1	東京府中	2					0		¥20,000
12	1	東京三鷹	4					0		¥40,000
12	1	東京武蔵野けやき	1					0		¥10,000
12	1	東京吉祥寺	4					0		¥40,000
12	2	町田	3			4		4		¥78,000
12	2	稲城	1					0		¥10,000
12	2	町田グリーン	2					0		¥20,000
12	2	多摩	1					0		¥10,000
12	2	町田クレイン	3					0		¥30,000
12	2	東京町田中央	2					0		¥20,000
13	1	立川	9					0		¥90,000
13	1	東京横田	2					0		¥20,000
13	1	昭島	2					0		¥20,000
13	1	東京小金井	3					0		¥30,000
13	1	国分寺	2					0		¥20,000
13	1	武蔵村山	1					0		¥10,000
13	1	国立	2					0		¥20,000
13	2	東京小平	2					0		¥20,000
13	2	東久留米	2	1				0		¥25,000
13	2	東京西東京	2			3		3		¥56,000
13	2	清瀬	2			2		2		¥44,000
13	2	東大和	1					0		¥10,000
13	2	東京田無	2	5				0		¥45,000
13	2	東京村山	1			8		8		¥106,000
13	2	東京東村山中央	1					0		¥10,000
14	1	東京八王子	0					0		¥0
14	1	東京日野	3					0		¥30,000
14	1	東京八王子中央	3					0		¥30,000
14	1	東京八王子いちよう	3			1		1		¥42,000
14	1	東京八王子高尾	4	15				0		¥115,000
14	1	東京日野かしの木	2			4		4		¥68,000
14	1	東京八王子陵東	3					0		¥30,000
14	1	東京桑都	2					0		¥20,000
14	2	東京福生	5					0		¥50,000
14	2	東京青梅	5					0		¥50,000
14	2	東京秋川	5					0		¥50,000
14	2	東京羽村	5					0		¥50,000
14	2	東京瑞穂	3					0		¥30,000
計			510	112	0	72	0	72		¥6,524,000

委 員 会 名

資格審査委員会
議事運営委員会
地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会
国際理事推薦委員会
決議委員会(決議委員会統括)

* 決議委員会に6つの分科会があります。

* 全ての代議員は6つの分科会のいずれかに所属いたします。

決議委員会 代議員数内訳

	分 科 会	代議員数
1	政策・会則長期計画、地区分割、ライオンズカード推進、地区活性化、綱紀指導、中間法人連携、分科会	147 名
2	経理、財務・会計処理分科会	51 名
3	会員指導力育成、エクステンション、会員増強特別、PR情報、IT、女性参加・家族会員推進、大会参加分科会	95 名
4	アクティビティ(Ⅰ)分科会 (緊急対策・アラート、LCIF、環境保全、国際協調・モンゴル支援)	63 名
5	アクティビティ(Ⅱ)分科会 (薬物乱用防止、YE、青少年育成レオ・ライオンズクエスト)	73 名
6	アクティビティ(Ⅲ)分科会 (社会・障害者福祉、高齢者福祉、献血・骨髄移植推進、献眼・献腎)	81 名
	< 合 計 >	510 名

(注) 地区ガバナー、元国際理事、前・元地区ガバナー19名が定数外として
代議員登録されております。

第55回年次大会提出案件

A ガバナー提出案件

① 代議員総会

案件1. 2010-2012年度国際理事立候補者選出の件

案件2. 2009-2010年度330-A地区ガバナー選出の件

2009-2010年度330-A地区第一副地区ガバナー選出の件

2009-2010年度330-A地区第二副地区ガバナー選出の件

案件3. 330-A地区を2分割する件

② 各分科会

1) 経理分科会

案件1. 「2008-2009年度330-A地区上半期会計報告書承認の件」

案件2. 「2007-2008年度330-A地区会計報告書承認の件」

案件3. 「2009-2010年度

地区クラブ費として1クラブ1ヵ月2,000円

地区費として1メンバー1ヵ月480円

地区特別運営費として1メンバー1ヵ月200円

地区大会費として1メンバー1ヵ月100円

複合地区大会費として1メンバー1ヵ月50円

をそれぞれ拠出の件」

2) アクティビティⅢ

案件1. 「我がライオンズクラブ国際協会330-A地区は、2016年オリンピック・パラリンピックを東京に招致することを全メンバーを挙げて支援することを宣言する」とする件。

B 各クラブからの提出案件

① 各分科会

1) 会員指導力育成、エクステンション、会員増強特別、PR情報、IT、女性参加・

家族会員推進、大会参加分科会

案件1. 「2009-2010年度330-A地区アクティビティ・スローガン」の決定

① 「笑顔で創る感謝の奉仕」

提案クラブ：東京日本橋LC

② 「集めよう仲間を 地域社会へ奉仕の和」

提案クラブ：東京不忍LC

③ 「奉仕の心に感謝を！」

提案クラブ：東京荒川LC

2009-2010年度アクティビティ・スローガン

2009年 2 月 27 日

第 2 R・第 1 Z

クラブ名 東京日本橋 LC

会長 L 柴田隆至

(1) 笑顔で創る感謝の奉仕

[提案理由説明代議員 L 柴田隆至]

[提 案 理 由]

アクティビティは私達ライオンズメンバーが地域社会から享受した
様々な恩恵に対する感謝の還元、恩返しの一つだと思われ
ます。その精神は「皆で生きる・共に生きる」共生の心だと
思います。互いを支え合える心と共に創る活動は自然
な笑顔から生まれると信じます。

「お互いに思いやり、お互いに感謝する」として、一緒に考え
一緒に行動する活動の一年であつたいと思います。

※2009年2月27日（金）までにキャビネット事務局（必着）あてご送信ください。
330-A 地区キャビネット事務局 Fax：03-5330-3370 Mail：cab@lions330-a.org

※提出無しの場合も「無し」とご記入の上ご返信願います。

2009-2010年度アクティビティ・スローガン

2009年1 月 20 日

第 6 R・第 2 Z

クラブ名 不忍池 LC

会長 L 川崎 正一

(1) 集めよう仲間を 地域社会へ奉仕の和

〔提案理由説明代議員 L 川崎 正一〕

〔提 案 理 由〕

まずは会員増強でクラブを活性化し、地域社会への認知と活動内容を把握して頂き、

ライオンズクラブが主体・一丸となって奉仕貢献をしていこうとの意思です。

※2009年2月27日（金）までにキャビネット事務局（必着）あてご送信ください。
330-A 地区キャビネット事務局 Fax：03-5330-3370 Mail：cab@lions330-a.org

※提出無しの場合も『無し』とご記入の上ご返信願います。

2009-2010年度アクティビティ・スローガン

2009年2月5日

第 7 R・第 1 Z

クラブ名 荒川 LC

会長 L 稲毛田正勝

(1) 奉仕の心に感動を！

〔提案理由説明代議員 L 稲毛田 正勝〕

〔提 案 理 由〕

地域社会と密接な連携を取り、一緒に奉仕をする喜び、また奉仕先の方々との

感動を分かち合う喜びを認識する。

※2009年2月27日（金）までにキャビネット事務局（必着）あてご送信ください。
330-A 地区キャビネット事務局 Fax：03-5330-3370 Mail：cab@lions330-a.org

※提出無しの場合も「無し」とご記入の上ご返信願います。

第3回キャビネット会議ガバナー提出案件

〔第55回年次大会関係〕

案件1.

- ① 国際理事立候補者推薦選挙が行われる場合、
2009年3月31日（火）17：00 迄に、選挙立会人1名の氏名をキャビネット事務局内、国際理事推薦委員会宛て届出ることとする件
- ② 第一・第二副地区ガバナー選挙が行われる場合、
2009年3月31日（火）17：00 迄に、選挙立会人1名の氏名をキャビネット事務局内、選挙管理委員会宛て届出ることとする件

案件2. 立会人が選挙結果報告確認書に署名、捺印した後は、選挙結果に対するクレームを受付けないこととする件

330A-1 地区行政エリア別クラブ一覧

エリア分け 平成21年3月17日現在
 会員数 平成20年7月1日現在

行 政	クラブ名	会員数	同合計	行 政	クラブ名	会員数	同合計
江戸川区	東京江戸川LC	46		千代田区	東京LC	32	
	東京江戸川南LC	26			東京丸の内LC	23	
	東京江戸川中央LC	28			東京千代田LC	20	
	東京江戸川東LC	37			東京日比谷LC	19	
	東京フロンティアLC	23	160		東京馬場先門LC	24	
葛飾区	東京葛飾LC	35			東京有楽町LC	7	
	東京江北LC	11			東京関東LC	11	
	東京亀有LC	23			東京永田町LC	6	
	東京葛飾東LC	32	101		東京霞ヶ関LC	39	
墨田区	東京本所LC	8			東京番町LC	30	
	東京両国LC	18			東京紀尾井町LC	20	
	東京墨東LC	20			東京桜田門LC	22	
	東京イーストLC	25			東京浜町LC	32	
	東京隅田川LC	6	77		東京麴町LC	14	
江東区	東京江東LC	28			東京櫻LC	12	
	東京江東南LC	26			東京葵LC	44	
	東京深川LC	29			東京みやこLC	13	
	東京城東LC	26	109		東京センチュリーLC	25	
足立区	東京城北LC	24			東京桜門LC	33	
	東京綾瀬LC	16			東京駿河台LC	32	
	東京西新井LC	18			東京白門LC	38	
	東京足立中央LC	17	75		東京法政LC	30	
荒川区	東京荒川LC	42			東京秋葉原LC	27	
	東京荒川西LC	35	77		東京御茶ノ水LC	10	
台東区	東京上野LC	36			東京九段LC	20	
	東京上野南LC	22			東京飯田橋LC	15	598
	東京鶯谷LC	56		中央区	東京銀座LC	59	
	東京不忍LC	20			東京八重洲LC	17	
	東京上野東LC	21			東京日本橋LC	27	
	東京白鷗LC	9			東京堀留LC	22	
	東京浅草LC	29			東京築地LC	18	
	東京蔵前LC	17			東京晴海LC	19	
	東京鳥越LC	25			東京築地市場LC	13	
	東京飛翔LC	26			東京人形町LC	8	
	東京中央南LC	20	281		東京数寄屋橋LC	21	
北区	東京北LC	41			東京京橋LC	16	
	東京赤羽LC	35	76		東京中央LC	26	
文京区	東京駒込LC	24			東京尾張町LC	33	
	東京文京LC	16			東京柳橋LC	16	295
	東京大塚LC	9	49	港区	東京新橋LC	36	
大田区	東京大森LC	22			東京王仁LC	28	
	東京蒲田LC	20			東京芝LC	50	
	東京羽田LC	22			東京三田LC	15	
	東京ウイングLC	18	82		東京浜松町LC	22	
諸島	八丈島LC	32			東京高輪LC	22	
	小笠原LC	18			東京赤坂LC	33	
	三宅島東京LC	11	61		東京六本木LC	19	
品川区	東京品川LC	17			東京青山LC	22	
	東京太井LC	12			東京愛宕山LC	21	
	東京荏原LC	26			東京虎ノ門LC	19	
	東京五反田LC	28			東京麻布LC	39	
	東京ウエストLC	31	114		東京芝浦LC	11	337
				豊島区	東京セントポール	26	26
小 計		1262		小 計		1256	
総 計				105クラブ		2518	

330A - 2 地区行政エリア別クラブ一覧

エリア分け 平成21年3月17日現在
会員数 平成20年7月1日現在

行 政	クラブ名	会員数	同合計	行 政	クラブ名	会員数	同合計
板橋区	東京板橋LC	24		世田谷区	東京世田谷LC	41	
	東京板橋西LC	24			東京代田橋LC	29	
	東京志村LC	39			東京三軒茶屋LC	23	
	東京けやきLC	23	110		東京玉川LC	24	
豊島区	東京池袋LC	16			東京成城LC	39	
	東京豊島LC	43			東京シティLC	27	
	東京目白LC	28			東京砧LC	14	
	東京豊島西LC	16			東京田園調布LC	16	213
	東京豊新LC	27		東久留米市	東久留米LC	23	23
	東京サンシャインLC	18		西東京市	東京西東京LC	22	
	東京巣鴨LC	20			東京田無LC	28	50
	東京パシフィックLC	10	178	武蔵野市	東京武蔵野LC	46	
新宿区	東京神楽坂LC	25			東京武蔵野けやきLC	11	
	東京セイシンLC	15			東京吉祥寺LC	44	101
	東京新宿LC	48		三鷹市	東京三鷹LC	40	40
	東京新宿北LC	12		調布市	東京調布LC	32	32
	東京新都心LC	31		清瀬市	清瀬LC	22	22
	東京スバルLC	18		東村山市	東京東村山中央LC	17	17
	東京21世紀LC	31		小平市	東京小平LC	19	19
	東京新宿東LC	19		小金井市	東京小金井LC	30	30
	東京四谷LC	27		国分寺市	国分寺LC	19	19
	東京早稲田LC	28		国立市	東京国立LC	26	26
	東京新宿御苑LC	23		府中市	東京府中LC	24	24
	東京大江戸LC	42	319	稲城市	東京稲城LC	16	16
渋谷区	東京神宮LC	20		多摩市	多摩LC	11	11
	東京GAIALC	16		町田市	東京町田LC	35	
	東京渋谷LC	60			東京町田グリーンLC	21	
	東京原宿LC	25			東京町田クレインLC	39	
	東京恵比寿LC	14			東京町田中央LC	16	111
	東京代々木LC	24		日野市	日野LC	26	
	東京渋谷中央LC	15			日野かしの木LC	16	42
	東京神宮前LC	18		八王子市	八王子LC	10	
	東京スピリット21LC	12	204		八王子中央LC	35	
目黒区	東京目黒LC	18			八王子いちょうLC	32	
	東京自由が丘LC	16	34		八王子高尾LC	45	
練馬区	東京練馬LC	50			東京八王子稜東LC	34	
	東京練馬西LC	22			東京桑都LC	18	174
	東京石泉LC	37		昭島市	東京昭島LC	18	18
	東京光が丘LC	27		立川市	東京立川LC	86	86
	東京ウィルLC	26		武蔵村山市	東京横田LC	20	
	東京すずしろLC	15	177		武蔵村山LC	9	
中野区	東京フューチャーLC	23			東京村山LC	10	39
	東京セントラルLC	12		瑞穂町	東京瑞穂LC	32	32
	東京中野LC	69		羽村市	羽村LC	48	48
	東京しいの木LC	35		福生市	福生LC	50	50
	東京剣道LC	48	187	東大和市	東大和LC	13	13
杉並区	東京杉並LC	18		あきる野市	秋川LC	54	54
	東京杉並東LC	22		青梅市	青梅LC	47	47
	東京高井戸LC	26	66				
小 計		1275		小 計		1357	
総 計				97クラブ		2632	

330-A地区第55回年次大会議事規則

1. 330-A地区第55回年次大会は、大会に参加した地区ガバナーその他の地区内現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成する。キャビネット構成員は大会に参加し発言することはできるが、クラブ代議員でない限り投票することはできない。
地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会及び国際理事推進委員会の委員長や副委員長が代議員でなかったり、代議員を辞退した場合でも、同委員会委員長および副委員長は代議員会に立ち入ることができ、議長の許可を得て発言することができる。
2. 代議員のうちクラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、所定の記載された登録時間内に資格審査委員会に提出し、資格を確認されなければならない。
3. 大会議長(以下議長という)には地区ガバナー、大会副議長には副地区ガバナー、大会幹事にはキャビネット幹事、大会会計にはキャビネット会計がこれに当たる。
議長はその他の大会役員を任命する。
4. 議長は下記の委員会および分科会を設け、その委員長および副委員長(さらに、必要な場合は顧問)を任命する。
 - (1) 資格審査委員会
 - (2) 議事運営委員会
 - (3) 地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会
 - (4) 国際理事推進委員会
 - (5) 決議委員会(決議委員会統括部門)(ただし、議長は、決議委員会を次の分科会に分けることができる)
 - (ア) 政策・会則、長期計画、地区分割、地区活性化、綱紀指導、中間法人連携、ライオンズカード推進
 - (イ) 経理、財務・会計処理
 - (ウ) 会員指導力育成、エクステンション、会員増強特別、PR情報、IT、女性参加・家族会員推進、大会参加
 - (エ) アクティビティ(I)
(緊急対策・アラート、LCIF、環境保全、国際協調・モンゴル支援)
 - (オ) アクティビティ(II)
(薬物乱用防止、YE、青少年育成会・ライオンズクエスト)
 - (カ) アクティビティ(III)
(高齢者福祉、社会・障害者福祉、献血・骨髄移植推進、献眼・献腎)
5. 代議員およびキャビネット役員の委員会および分科会の所属は議長がこれを定める。
6. 各委員会および分科会の委員長はその議事を主導し審議結果を大会に報告する。
7. 議決はすべて、出席し投票した代議員全員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の裁定するところによる。クラブ代議員が投票できないときは補欠がこれに代わる。
8. 議案は、あらかじめ文書をもってキャビネットに提出する。キャビネットはそれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催2週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、大会に出し

した全代議員の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。

9. 提案理由の説明および発言は、一人3分を超えてはならない。ただし、大会では議長、委員会および分科会では委員長が特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。
10. 次期地区ガバナーおよび次期第一、第二副地区ガバナーの選出は次の方法によるものとし、選挙は、地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会が管理する。
 - (1) 次期地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員(代議員会構成員)の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期地区ガバナーとする。
 - (ウ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
 - (2) 次期第一、第二副地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員(代議員会構成員)の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期第一、第二副地区ガバナーとする。
 - (ウ) 過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。
 - (エ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
11. 国際理事候補者推薦選出について
国際理事の立候補要件は、地区ガバナー経験者に限られ会員間では一般に周知されている。また、年次大会当日は、時間的制限もあり、立会演説会を省き、選挙公報(所信表明文)をもって推薦選出の判断基準とする。地区ガバナーは、年次大会に先立ち立候補者の氏名、履歴、所信その他必要な事項を選挙公報に掲載するなど適当な方法をもって事前に代議員および全会員に周知させなければならない。
国際理事候補者の推薦選出に関しては、国際理事推進委員会が管理する。
 - (ア) 代議員(代議員会構成員)の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって国際理事候補者推薦とする。
 - (ウ) 過半数の得票者がなかった場合には、直ちに上位2名において再度選挙を行う。
 - (エ) 立候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
12. 別に定めないかぎり、議事手続きはロバート議事規則による。

2010－2012年度 国際理事立候補者推薦

代議員会および選挙に関する事項

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第55回年次大会議事規則並びに国際理事推薦選挙に関する規定に従い、国際理事立候補者選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

- (ア)本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は510名とする。
- (イ)クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等は、代議員有資格者は19名とする。

2. 代議員証

- (ア)上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (イ)代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席登録

- (ア)代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ)代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ)登録受付時間は、8時00分より9時00分までとする。
- (エ)代議員会は、9時10分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので8時50分までには登録手続きを済ませること。
8時50分には、登録受付は停止する。
代議員会場入口は、9時10分に閉鎖する。
- (オ)(エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ)代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。
- (キ)この代議員会には、代議員以外の入場はできないが「国際理事推薦委員会」委員長及び副委員長は、代議員会に立ち入ることができ、また議長の許可を得て発言する事もできる。

4. 代議員会場

- (ア)会場では予め指定された、各分科会席に着席する。

5. 投票

- (ア)議長は、次期国際理事候補者立候補者を会場において紹介する。
- (イ)「国際理事推薦委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。
- (ウ)「国際理事推薦委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。

- (エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。
ただし、国際理事推薦委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る
- (オ) 次の投票は無効とする。
- ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ ○印の記載のないもの
 - ⑥ その他「国際理事推薦委員会」委員長の判定困難なもの
- (カ) 投票は「国際理事推薦委員会」が管理する。各候補者所属クラブおよび候補者の推薦する各1名の立会人は、開票に立会うことが出来る。
- (キ) 「国際理事推薦委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたとき、投票終了を宣言し、直ちに開票を始める。
- (ク) の立会人は、開票に立会うことが出来る。
- (ク) 「国際理事推薦委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「国際理事推薦委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、国際理事推薦委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見ることが出来る。
- (ケ) 過半数の得票の候補者を当選とする。
ここで過半数とは(オ)①～⑥で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
- (コ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。
再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
- (サ) 「国際理事推薦委員会」委員長は、国際理事候補者の選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
- (シ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのビラまき、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する行為を禁止する。
6. 投票結果の発表は、再開代議員会において議長が行う。

以 上

2009-2010年度 第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー
代議員会および選挙に関する事項

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第55回年次大会議事規則並びに副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

(ア)本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は510名とする。

(イ)クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等は、代議員有資格者は19名とする。

2. 代議員証

(ア)上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。

(イ)代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席登録

(ア)代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。

(イ)代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。

(ウ)登録受付時間は、8時00分より9時00分までとする。

(エ)代議員会は、9時10分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので8時50分までには登録手続きを済ませること。

8時50分には、登録受付は停止する。

代議員会場入口は、9時10分に閉鎖する。

(オ)(エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。

(カ)代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

(キ)この代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー・指名選挙委員会」委員長及び副委員長は、代議員会に立ち入ることができ、また議長の許可を得て発言する事もできる。

4. 代議員会場

(ア)会場では予め指定された、各分科会席に着席する。

5. 公開討論会または、立会演説会（立候補者が複数の時、1回実施する）

(ア)投票日は、年次大会当日とする。

(イ)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー・指名選挙委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。

(ウ)公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

(ア)議長は、次期第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー立候補者を会場にお

いて紹介する。

- (イ)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。
 - (ウ)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。
 - (エ)投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。
ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る
 - (オ)次の投票は無効とする。
 - ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
 - ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
 - ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
 - ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
 - ⑤ ○印の記載のないもの
 - ⑥ その他「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の判定困難なもの
 - (カ)投票は「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」が管理する。各候補者所属クラブおよび候補者の推薦する各1名の立会人は、開票に立会うことが出来る。
 - (キ)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたとき、投票終了を宣言し、直ちに開票を始める。
 - (ク)の立会人は、開票に立会うことが出来る。
 - (ク)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見る事が出来る。
 - (ケ)過半数の得票の候補者を当選とする。
ここで過半数とは(オ)①～⑥で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。
 - (コ)過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。
再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。
 - (サ)「地区ガバナー・第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、第一副地区ガバナーと第二副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。
 - (シ)代議員会当日の選挙運動、会場内外でのビラまき、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する行為を禁止する。
7. 投票結果の発表は、再開代議員会において議長が行う。

以 上

「2010－2012 年度 国際理事推薦選挙に関する規定」

第一章

第1条（規定の目的）

国際理事候補者の推薦選挙に関する事項については、国際会則・付則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙の管理）

選挙は、立候補届出からガバナーが管理し、投票から得票発表まではガバナー並びに国際理事推薦委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第5条（立候補の登録料）

立候補者は、ガバナーが定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料を納める。

第6条（選挙責任者）

1. 立候補者は、当地区の会員から選挙責任者一名を定め、その者と連署してガバナーに届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をする者を監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署してガバナーに届出なければならない。

第三章 選挙運動

第7条（選挙運動の禁止事項）

立候補者、選挙責任者は選挙に関し次の行為をしてはならない。

1. 選挙運動を、国際理事立候補届出日、1月31日以前に行うこと。
2. 国際理事立候補者は、会員周知の元ガバナーであり、今回第1・2副地区ガバナー選挙の中、単一クラブ例会・諮問委員会を訪問することは混乱を招くので選挙運動のためそれらを訪問すること。
3. 自宅または職場への戸別訪問をすること。
4. 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与または、その約束をすること。
5. 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
6. 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
7. 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
8. 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
9. 選挙投票日に飲食を提供すること。
10. 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
11. 代議員の選挙権の行使を妨げること。

12. 国際理事候補者は、現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーと、特定の候補者を推薦したり、又、立候補者と一緒に行動を共にしたり、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。但し、立候補者が行う、励ます会（ホテル等）についてはこの限りではない。
13. 国際理事立候補者は、同時期に行われる第一副地区ガバナー及び第二副地区ガバナーの候補者と行動を共に選挙活動をする 것을禁ずる。
14. 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
15. その他、違反行為に類すること。

第8条（文書による運動）

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常はがきのみを発信することができる。

第四章 違反処分

第9条（違反に対する処分）

1. ガバナーは、禁止事項違反行為をした立候補者とその選挙責任者に警告することができる。
2. 国際理事推薦委員会は、立候補者に対し、違反行為について弁明の機会を与えなければならない。
3. 著しい違反行為に対して、国際理事推薦委員会は、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛そのなしたる行為を通知することができる。
4. 選挙運動の禁止事項に抵触した場合、第7条に著しく抵触した場合は本来であれば罰則規定を定めるべき処であるが、ライオンズメンバーである以上ライオンズクラブの道徳綱領にのっとりライオンズの誓いのごとく互いに信じ合い規則を厳守することを願う。それでも守らない場合は、大会当日に於いて著しき行為のあった立候補者の氏名又はその行為を代議員総会にて投票前に壇上でその違反行為を発表する。

第五章

第10条（選挙公報）

1. ガバナーは、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して14日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日、履歴、所信、その他必要事項および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲載する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、ガバナーが定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第11条（公開討論会又は、立会演説会）

国際理事の立候補者の資格要件が、ガバナー経験者であり、選挙公報と日常の活動によりその主義主張は自ずと判断できるものであり、公開討論会又は、立会演説会を行わない。

第12条（投票用紙）

投票用紙は、ガバナーが作成し、投票所において選挙人に交付する。

第13条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第14条（国際理事候補者）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって国際理事候補者の推薦を受けたものとする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

第六章 国際理事推薦委員会

第15条（構成）

1. 国際理事推薦委員会の委員長、委員の総員数は20人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第16条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第17条（服務規定）

国際理事推薦委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第18条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、国際理事推薦委員会に通知しなければならない。
2. 国際理事推薦委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第19条（国際理事推薦委員会の義務）

ガバナー並びに国際理事推薦委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めたときは、警告その他適當の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第20条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

2009-2010年度

「第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選挙に関する規定」

第一章

第1条（規定の目的）

第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。何人も選挙運動期間以外の日に選挙運動することができない。

第5条（選挙の管理）

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条（立候補の届出）

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条（選挙責任者）

1. 立候補者は、当地区の会員から選挙責任者一名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第8条（選挙運動の禁止事項）

立候補者、選挙責任者および会員は選挙に関し次の行為をしてはならない。

1. 選挙運動を、第4条の期間以外にすること。
2. クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
3. 自宅または職場への戸別訪問をすること。
4. 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与または、その約束をすること。
5. 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
6. 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
7. 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
8. 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
9. 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
10. 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。

11. 代議員の選挙権の行使を妨げること。
12. 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出及びその選挙活動に関し、特定の候補者を推薦したり、又、立候補者と一緒に行動を共にしたり、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に行きすることも禁ずる。但し、立候補者が行う、励ます会（ホテル等）についてはこの限りではない。
13. 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
14. その他、本規定の何れかに違反する行為を行うこと。

第9条（文書による運動）

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常はがきのみを発信することができる。

第四章 違反処分

第10条（違反に対する処分）

1. 選挙管理委員会は、禁止事項違反行為をした立候補者とその選挙責任者に警告することができる。
2. 選挙管理委員会は、立候補者に対し、違反行為について弁明の機会を与えなければならない。
3. 著しい違反行為に対して、選挙管理委員会は立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛そのなしたる行為を通知することができる。
4. 選挙運動の禁止事項に抵触した場合、第8条に著しく抵触した場合は本来であれば罰則規定を定めるべき処であるが、ライオンズメンバーである以上ライオンズクラブの道徳綱領にのっとりライオンズの誓いのごとく互いに信じ合い規則を厳守することを願う。それでも守らない場合は、大会当日に於いて著しき行為のあった立候補者の氏名を代議員総会にて投票前に壇上でその違反行為を発表することもあり得る。

第五章

第11条（選挙公報）

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して5日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第12条（公開討論会又は、立会演説会）

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第13条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第 14 条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第 15 条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位 2 名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第 16 条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は 20 人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第 17 条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第 18 条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第 19 条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第 20 条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めたときは、警告その他適當の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第 21 条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

附 則

第 1 条

1. この規定は、平成 11 年 11 月 26 日から施行する。
2. 平成 12 年 11 月 20 日一部改定。
3. 平成 13 年 11 月 16 日一部改定。
4. 平成 18 年 1 月 17 日一部改定。
5. 平成 18 年 4 月 22 日一部改定。

6. 平成19年 3月26日一部改定。
7. 平成20年11月18日一部改定。

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名のときは、規定第11条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。